



島根県報

令和3年8月6日（金）

第 232 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	(障がい福祉課)	2
保安林予定森林（2件）	(森林整備課)	2
保安林の指定の解除	(〃)	3
海岸保全区域の指定	(水産課)	3

【公 告】

島根県道路情報システムの開発業務に係る提案競技の実施	(道路維持課)	5
採石業務管理者試験の実施	(河川課)	9

【特定調達公告】

島根県第3期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務に係る随意契約の相手方等	(情報政策課)	10
---------------------------------------	---------	----

【雑 報】

公益信託しまね女性ファンドの令和2年度の信託事務及び信託財産の状況	(女性活躍推進課)	10
-----------------------------------	-----------	----

告 示**島根県告示第519号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和3年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人療育センター燦々	第2ひまわり	出雲市平田町989-4	令和3年6月30日

島根県告示第520号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町下久野243

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町下久野243（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第521号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町下久野1040

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町下久野1040（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第522号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年8月6日

島根県知事 丸山達也

1 解除に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町西谷981-14から981-16まで、981-18から981-21まで、広瀬町奥田原2279-11から2279-13まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第523号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次の区域を海岸保全区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

海岸保全区域の指定（昭和52年島根県告示第580号）は、廃止する。

令和3年8月6日

島根県知事 丸山達也

海岸の名称	沿岸名	隠岐沿岸
	漁港名	加茂漁港
	地区海岸名	加茂地区海岸
	地先海岸名	加茂地先海岸
指定区域	1 A区域 基点1から基点11まで、補助点8の8、補助点4の4、補助点3の3の各点を順次に結んだ線及び基点1と補助点3の3を結んだ線により囲まれた区域	

	<p>2 B区域</p> <p>基点1、基点2、補助点2の2、補助点1の1の各点を順次に結んだ線及び基点1と補助点1の1を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 神尾地区</p> <p>基点1から基点5まで、補助点5の5、補助点4の4、補助点3の3、補助点2の2、補助点1の1の各点を順次に結んだ線及び基点1と補助点1の1を結んだ線により囲まれた区域</p>
<p>点の位置</p>	<p>1 A区域</p> <p>(1) 基点の位置</p> <p>原点 隠岐郡隠岐の島町加茂、加茂トンネル北西角の標杭の地点</p> <p>基点1 原点から31度に119メートルの地点</p> <p>基点2 基点1から180度に50メートルの地点</p> <p>基点3 基点2から260度に120メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から3度に300メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から349度に250メートルの地点</p> <p>基点6 基点5から15度に210メートルの地点</p> <p>基点7 基点6から350度に35メートルの地点</p> <p>基点8 基点7から75度に50メートルの地点</p> <p>基点9 基点8から354度30分に200メートルの地点</p> <p>基点10 基点9から85度に40メートルの地点</p> <p>基点11 基点10から170度に40メートルの地点</p> <p>(2) 補助点の位置</p> <p>補助点3の3 基点3から45度に80メートルの地点</p> <p>補助点4の4 基点4から85度に50メートルの地点</p> <p>補助点8の8 基点8から110度に50メートルの地点</p> <p>2 B区域</p> <p>(1) 基点の位置</p> <p>基点1 隠岐郡隠岐の島町加茂931番地北西角の標杭の地点</p> <p>基点2 基点1から90度に55メートルの地点</p> <p>(2) 補助点の位置</p> <p>補助点1の1 基点1から180度に70メートルの地点</p> <p>補助点2の2 基点2から180度に70メートルの地点</p> <p>3 神尾地区</p> <p>(1) 基点の位置</p> <p>基点1 隠岐郡隠岐の島町加茂字神尾66番地北西角の標杭の地点</p> <p>基点2 基点1から303度に87メートルの地点</p> <p>基点3 基点2から284度に83メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から260度に90メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から240度に引いた線と基点3を中心とする半径200メートルの円弧の線との交点</p> <p>(2) 補助点の位置</p> <p>補助点1の1 基点1から230度に50メートルの地点</p>

	補助点2の2	基点2から205度に50メートルの地点
	補助点3の3	基点3から180度に50メートルの地点
	補助点4の4	基点4から168度に50メートルの地点
	補助点5の5	基点5から円弧の線に沿って50メートルの地点

公**告**

島根県道路情報システムの開発業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県道路情報システムの開発業務

(2) 仕様

島根県道路情報システム開発及び運用保守業務に係る提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県道路情報システムの開発業務

契約の日から令和4年3月31日まで

イ 島根県道路情報システムの運用保守業務

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

島根県道路情報システムの開発費の上限額：55,000,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

島根県道路情報システムの運用保守費の上限額：23,250,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

(5) 本業務の契約は本システムの開発までであるが、併せて運用保守業務も別途に委託契約する予定であるので、仕様書に記載する運用保守業務の要件等を満たすシステムを構築すること。したがって、見積りには運用保守業務も含めること。**2 提案競技参加資格に関する事項**

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がある者でないこと。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がある者でないこと。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であって、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされているものを除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県（公社を含む）、政令指定都市、旧道路公団及びその後継会社において、道路情報に関するシステム開発・運用保守に関する業務（改修及び更新業務を含む。）のいずれかを平成23年4月1日以降受注した実績を持つ者であること（共同企業体構成員としての実績も可とする。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 契約不適合責任

(フ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の構成員のいずれかが(1)のクに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年8月6日（金）から同月18日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県土木部道路維持課道路維持グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 前記2の(1)のケを確認できる書類 1部
- (8) 担当者届 1部
- (9) 提案書提出書 1部
- (10) 提案書 6部
- (11) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(8)までの書類については、令和3年9月6日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(9)から(11)までの書類については、令和3年10月4日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県土木部道路維持課道路維持グループ

電話 0852-22-5194 F A X 0852-22-6837

電子メール douroi@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和3年8月18日（水）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和3年8月27日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年9月8日（水）までに、郵送又は電子メールにより通知する。

8 選定方法

(1) 島根県道路情報システムの開発及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be provided : Development, operation, and maintenance of a road information system for Shimane Prefectural Government 1 set

- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. October 4, 2021
- (3) For more details, please contact : Road Maintenance Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5194

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和3年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和3年10月8日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

8,100円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所、一般社団法人島根県採石協会又は一般社団法人島根県東部地区採石業協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

令和3年9月1日（水）から同月15日（水）まで

なお、郵送の場合は、令和3年9月15日までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、令和3年10月28日（木）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県第3期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年6月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県第3期全庁共用FS共同企業体

代表者 富士通Japan株式会社島根支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

192,312,780円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

雑 報

公益信託しまね女性ファンド（令和2年度）の信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年8月6日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成者とする団体により行われた「魅力ある地域づくり」を推進する活動11事業に対し、計2,307,000円、「男女共同参画社会づくり」を推進する活動2事業に対し、計284,000円、「次代を担う人づくり」を推進する活動3事業に対し、計354,000円、「水と緑豊かな環境づくり」を推進する活動については該当なし、合計16事業2,945,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況（令和3年3月31日現在）

資産合計	金250,574,065円
負債合計	0円
正味信託財産	金250,574,065円